最終更新日：2015年6月29日
セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長　碓井　稔
問合せ先：法務部
証券コード：6724
http://www.epson.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

エプソングループ（以下「エプソン」という。）は、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方を以下の通りとしております。
・企業価値の継続的な増大
・経営のチェック機能の強化や企業倫理の遵守を実践し、経営の高い透明性と健全性の確保

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 三光起業株式会社 | 10,000,000 | 5.00 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 7,851,000 | 3.92 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 7,793,200 | 3.90 |
| セイコーホールディングス株式会社 | 6,000,000 | 3.00 |
| 服部　靖夫 | 5,966,306 | 2.98 |
| 服部　のぼる | 5,599,968 | 2.80 |
| 第一生命保険株式会社 | 4,368,000 | 2.18 |
| みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 | 4,076,900 | 2.04 |
| セイコーエプソン従業員持株会 | 3,886,158 | 1.94 |
| 日本碍子株式会社 | 3,450,000 | 1.72 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に、当社が保有する自己株式20,928,657株（割合10.47%）があります。

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 電気機器 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 青木 利晴 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 大宮 英明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 青木 利晴 | ○ | ―― | 経営者・技術者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。<br>なお、青木氏は、日本電信電話株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。最近3年間において、当社と日本電信電話株式会社および株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に取引関係はなく、両社は社外役員の独立性にかかる基準（後掲）に定める主要な取引先には該当しません。以上の事実から、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。 |
| 大宮 英明 | ○ | ―― | 経営者・技術者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。<br>なお、大宮氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と同社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外役員の独立性にかかる基準（後掲）に定める主要な取引先には該当しませ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ん。以上の事実から、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 取締役選考審議会 | 5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 取締役報酬審議会 | 5 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |

### 補足説明 更新

いずれの審議会についても、代表取締役社長を委員長とし、代表取締役、人事担当取締役、社外取締役から構成されます。また、監査役もオブザーバーとして出席することが可能となっております。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 5 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と次の定期的な会合を行うことにより、監査の実効性を高めるよう努めております。
・監査計画の相互確認
・会計監査人の監査・レビューの確認
・期末監査報告会

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 山本　惠朗 | 他の会社の出身者 | | | | | | △ | | | | | | | |
| 宮原　賢次 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良　道博 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 山本　惠朗 | ○ | 過去に、当社のメインバンクである旧株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行者（取締役頭取）として勤務しておりました。 | 銀行の頭取経験者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。<br>なお、山本氏は、当社のメインバンクである旧株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）の業務執行者（取締役頭取）でありましたが、退任後すでに10年以上が経過しております。また、同氏の招聘は、当社ニーズによるものであり、同行からの斡旋などの事実はありません。当社グループの総資産額に占めるネット有利子負債の額の割合および銀行借入への依存度は低い状況にあります。加えて、当社は複数の金融機関と取引を行っているため、同行に対する借入依存度が突出している状況にはありません。したがって、特別な関係はなく、当社の意思決定に影響を及ぼすものではありません。以上の事実から、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。 |
| 宮原　賢次 | ○ | ――― | 総合商社の経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。<br>なお、宮原氏は、住友商事株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と同社との間に取引関係がないことから、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。 |
| 奈良　道博 | ○ | ――― | 弁護士としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、また、他社の社外役員としての豊富な経験を有しております。<br>なお、当社は奈良氏およびその所属する法律事務所との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、かつ今後も行う予定がないことから、一般株主との利益相反関係が生じるおそれはないと判断しております。 |

## 【独立役員関係】

| 独立役員の人数 | 5 名 |
|---|---|

その他独立役員に関する事項

当社は、現体制の全ての社外取締役および社外監査役を、独立役員に指定しております。
社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、取締役会が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に準拠し、一般株主と利益相反を生じるおそれのない者を選任しております。なお、基準の内容は以下のとおりです。

＜社外役員の独立性にかかる基準＞

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

（1）当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者（注2）だった者
（2）当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者だった者
（3）最近3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間において当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
（4）当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者もしくは監査役だった者
（5）当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
（6）最近10年間において、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
（7）最近10年間において、当社の主幹事証券会社に所属していた者
（8）当社から多額の寄付（注6）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
（9）当社との間で、社外役員の相互就任（注7）の関係が生じる会社の出身者
（10）上記（1）～（9）に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注）
1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2％以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2％以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2％以上の額の金銭をいう
5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう

6:「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
7:「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう
以 上

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、その他 |

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役賞与を業績連動としております。取締役賞与については企業価値の向上につながる利益水準を達成した場合にのみ支給するものとしております。具体的には、確保すべき利益水準を、「報酬審議会」の審議を経て取締役会で予め決定したうえで、各期の利益水準に応じた支給総額を定時株主総会に提案し承認を得ております。
なお、月額報酬の一部を自社株式の取得に充てることで、株価連動の要素と長期的な業績向上へのインセンティブとして位置付けております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

———

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

当期(2015年3月期)における取締役および監査役の報酬などの額は、次のとおりであります。
・取締役:13名 基本報酬356百万円、賞与99百万円、合計456百万円
(うち社外取締役:2名 基本報酬26百万円、合計26百万円)
・監査役:7名 基本報酬106百万円、合計106百万円
(うち社外監査役:3名 基本報酬44百万円、合計44百万円)

(注)
1. 上記には、2014年6月24日の定時株主総会終結時の時をもって退任した取締役3名、監査役2名を含んでおります。
2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から、株価連動型報酬(株式取得報酬)を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。
3. 2001年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の基本報酬の月額は70百万円以内、監査役の基本報酬の月額は12百万円以内とされております。
4. 上記支給額には、2015年6月25日の定時株主総会において決議された取締役賞与99百万円(社外取締役を除く取締役8名に対する支払予定額)が含まれております。なお、監査役賞与制度はありません。
5. 2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2014年6月24日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、慰労金41百万円を支払っております。
6. ストックオプションは付与しておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、取締役が短期および中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであるとの基本方針に基づき制度設計をしております。
月額報酬については当社業績等を考慮したうえで、「報酬審議会」の審議を経て取締役会で決定しております。賞与については、確保すべき利益水準を、「報酬審議会」の審議を経て取締役会で予め決定したうえで、各期の利益水準に応じた支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。
なお、月額報酬の一部を自社株式の取得に充てることで、株価連動の要素と長期的な業績向上へのインセンティブとして位置付けております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局担当者(法務部門)が、上程される議案について事前説明を行うとともに、要請があれば補足説明を行っております。また、経営戦略会議などの執行側の重要会議体への上程事項についても、資料の提供、内容説明を適宜行っております。
社外監査役へのサポートについては、監査役室を設置するとともに専属の従業員を配置し、監査業務を補助するものとしております。取締役会議案のうち特に重要な議案については、主管部門より社外監査役に対し事前に説明を行っております。なお、取締役会議案については、常勤監査役に対し取締役会事務局担当者が事前に説明しており、必要に応じて常勤監査役と社外監査役で情報を共有しております。また、取締役会資料の事前送付に加えて、議事録も電磁的方法によって送信し、発言内容などの確認を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行に係る事項)

当社の取締役会は毎月1回および必要に応じて随時開催しております。取締役会では、経営の基本方針、重要な業務執行、決算、適時開示に関わる事項について意思決定を行っております。取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス活動の重要事項について業務執行部門から報告を受け審議し、その結果を取締役会に報告・意見具申しており、コンプライアンス体制の充実に努めております。
また、業務執行体制として、全取締役が出席する各種経営会議体を設置しております。その主なものとして、意思決定までに十分な審議を尽くす場として「経営戦略会議」「経営会議」を設置し、概ね毎週開催しております。
なお、いずれの会議体にも社外取締役が出席しておりますが、出席できない場合でも、審議資料の送付や審議内容の補足説明を行っております。また、常勤監査役も出席することで、業務執行の公正性・透明性を確保するよう努めております。

（監査・監督に係る事項）
監査役は5名体制としており、このうち社外監査役については、監査業務の独立性・透明性を高めるために3名体制とし、また監査業務を支える体制として専門部署の設置と専門スタッフを配置しております。
監査役による監査の実効性を高める施策として、経営戦略会議や経営会議などの執行サイドの重要会議への出席、稟議書などの重要決裁書類の定期的な閲覧、内部監査部門および会計監査人との定期的な協議、代表取締役との定期的な会合による業務執行の状況の把握などを実施しております。
なお、常勤監査役 久保田 健二氏は、当社財務経理部門において長年にわたる経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（指名、報酬決定等に係る事項）
報酬の決定に当たっては、「報酬審議会」で支給金額の決定方針および各取締役の報酬金額等を審議した上で、その結果に基づいて取締役会で各取締役の報酬金額を決定しております。報酬の水準設定にあたって外部専門会社の調査データを活用するなど客観性を確保するよう努めております。また、取締役候補者の選任については、「取締役選考審議会」で予め取締役会で定められた選考基準に基づく選考を行い、取締役会に上程しております。いずれの審議会にも社外取締役が構成員として出席し、また監査役もオブザーバーとして出席することが可能となっており、審議の透明性および客観性を確保するよう努めております。

なお、当期（2015年3月期）の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名などは、次のとおりであります。

（公認会計士の氏名・継続監査年数）
指定有限責任社員・業務執行社員　渡邉 秀俊（新日本有限責任監査法人）　継続監査年数：2年
指定有限責任社員・業務執行社員　山元 清二（新日本有限責任監査法人）　継続監査年数：2年
指定有限責任社員・業務執行社員　山崎 隆浩（新日本有限責任監査法人）　継続監査年数：4年

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

エプソンは、長期ビジョン「SE15」で定めた将来の目指す姿の実現に向けて、「SE15後期 新中期経営計画」を定め、新たな成長へ向けた諸施策を展開しております。
この新中期経営計画の推進にあたっては、経営の迅速性・合理性と経営への監督機能が両立するガバナンス体制とすることが重要であると考えております。そのため、社内事情に通じた取締役が重要な業務執行を兼務する一方で、社外取締役によるチェックを経ることで経営判断の合理性を担保する、機動的・実践的な経営体制としております。
さらに、経営への監督機能の実現のために、独立性の高い社外役員体制としており、社外取締役2名および社外監査役3名全員について、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会開催日の4週間前発送を基本としております。なお、当期（2015年3月期）に係る定時株主総会（2015年6月25日開催）の招集通知については、2015年5月29日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先立ち、5月22日に当社ウェブサイトにおいて招集通知の早期掲載を行いました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | より多くの株主の方にご出席いただくため、いわゆる第一集中日を外して実施することを基本としております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 書面による議決権行使に加えて、電磁的方法による決議権の行使も可能としています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 当社ホームページにおける招集通知の掲載、招集通知の英訳版の作成、株主総会における事業報告のビジュアル化などを行っております。ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 当社ホームページおよびICJプラットフォーム上において提供しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 2010年より個人投資家向けに会社説明会を行っております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 通期・各四半期の決算発表に加えて、中期経営計画などの公表時にアナリスト向けの説明会を行っております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 通期・各四半期の決算発表日に海外機関投資家向けに電話会議を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ（http://www.epson.jp）にIR関連のサイトを開設し、経営者メッセージ、財務データ、IRスケジュール、決算資料（決算短信、決算説明会プレゼンテーション資料、決算説明会での質疑応答の要約など）、アニュアルレポート、有価証券報告書、株主通信、定時株主総会招集通知・決議通知、CSR活動、ニュースリリースなどを掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRの専任部署として「広報IR部」を設置し、通期・各四半期の決算発表のほか、アナリスト・機関投資家との日常的なコミュニケーションを行っています。また、資本市場からの意見などについては、定期的に経営層に対してフィードバックを行っております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、「企業行動原則」および「社員行動規範」を定めており、お客様、株主、投資家、お取引先（調達先企業）、行政、地域住民、NGO・NPO、社員などすべてのステークホルダーから将来にわたって信頼され続けることを目指しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社ホームページにおいて、適宜、活動状況などの情報を発信するとともに、年次レポートとして「サステイナビリティーレポート」を作成し、ホームページ上で公開しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 経営理念にある「開かれた会社」を実践するために、エプソンを取り巻くすべてのステークホルダーに対して、負の情報も含めた情報公開を積極的に行うことを基本方針としています。なお、フェア・ディスクロージャーの観点から、決算説明会の資料などについては、適宜、当社のホームページに掲載するようにしております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

＜コンプライアンス＞
(1)「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
(2)コンプライアンス担当取締役（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。
(3)取締役会の諮問機関として、CCOを委員長とし社外役員・監査役ならびに取締役会が指名する取締役で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。
(4)コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス専任部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
(5)子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
(6)子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査役、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
(7)社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
(8)社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
(9)「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

＜業務執行体制＞
(1)長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
(2)組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
(3)執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
イ. リスク管理の対応状況
ウ. 重要な業務執行の状況

＜リスクマネジメント＞
(1)子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
(2)子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理を統括する部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。
(3)会社に著しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
(4)社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

＜企業集団における業務の適正性確保＞
(1)グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
(2)関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
(3)内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は子会社を含むグループ全体の監査を実施することにより、子会社を含めたグループ全体における内部監査の強化、充実に努める。

＜職務の執行に関する情報の保存および管理＞
(1)職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
(2)情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

＜監査体制＞
(1)監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができる。
(2)監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
(3)監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役の同意を得る。また、監査業務に必要な専属の使用人の員数や専門性が欠けている場合等、監査役による監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合は、監査役は代表取締役あるいは取締役会に対して必要な要請を行うことができる。
(4)監査役は監査役監査規程に基づき、取締役および内部監査部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。
(5)監査役は内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
(6)監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制とする。

(7)監査役の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査役の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
上記1.(1)に記載のとおり、反社会的勢力および団体とは一切関わらないことを基本的な考えとし、社会の秩序や安全に脅威をあたえる反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることによる関係排除に取り組んでいます。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
社内においては、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を取締役会において決議し、「企業行動原則」において反社会的勢力排除の考え方をエプソングループ統一の企業の意思として示すとともに、「エプソン社員行動規範」において役員・社員が心がけるべきこと、行動すべきことを記載し、社員行動規範のeラーニング教育により啓発・浸透を図っています。
販売先および調達先については、相手先の信用調査および定期評価において、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを業務システムの中に組入れるとともに、取引契約における反社会的勢力との関係排除条項を設けています。また、「危機管理プログラム」において、反社会的勢力による不当要求等に対する対応として、総務部門が対応部門となり、関係行政機関などから情報収集を行うとともに、初動体制の確認、公的機関を含む外部専門家との協議などの方策対処を定めています。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2008年4月30日開催の取締役会において、次のとおり当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付け提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。
当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。
しかしながら、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み
（1）基本方針の実現に資する特別な取組み
2013年度を初年度とする「SE15後期 新中期経営計画」では、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っております。
今後、エプソンは独自の強みを発揮できる領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めてまいります。

（2）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入し、その後、当該対応策が有効期間満了を迎える2011年6月20日の定時株主総会において、当該対応策の内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました。
当該対応策の有効期間は、2014年6月24日の定時株主総会終結の時までであったことから、同定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当該対応策を更新いたしました（以下更新後のプランを「本プラン」という。）。
本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めております。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。
一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由
上記2.（1）に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。
また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、上記1. に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

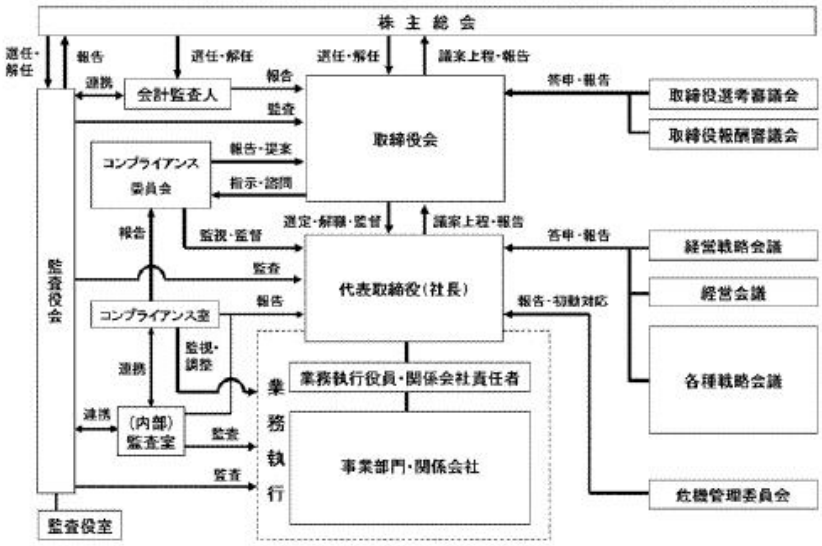

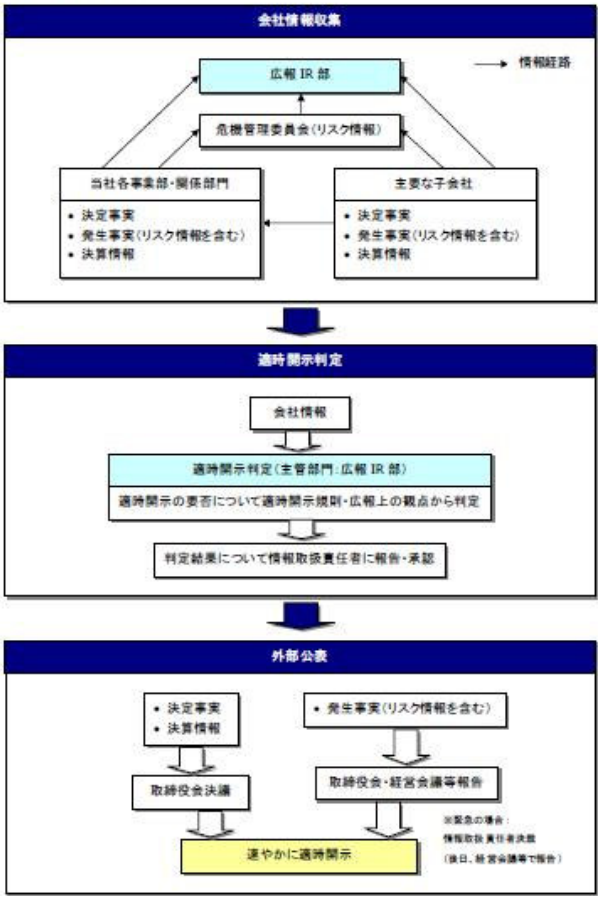
適時開示に係る社内体制の概略図